

令和8年度 第1回 彦根市廃棄物減量等推進審議会

**令和8年7月17日
彦根市 市民環境部**

目次

1 / 清掃センターの運用の検討について

2 / ごみ処理手数料の検討について

1 清掃センターの運用の検討について

1-1 搬入時間の短縮

1-2 ごみの種類による受入れ曜日の限定

1-3 小型家電の対象範囲の変更

1-1 搬入時間の短縮

- 清掃作業員は、各持ち場において、ごみの受入れのため就業前後および午後0時から午後1時の休憩前後には、作業着の着替え、周辺の安全点検、清掃、工具やトラックおよび重機の準備やその後始末等を行うが、この作業時間は原則労働基準法上の労働時間となる。

しかしながら、休憩の午後0時または終了の午後4時15分間際に搬入されるケースが一定あり、これらが場内に滞留している場合は、休憩時間が削られることや退勤時間までに後始末が間に合わないことが度々生じている。



搬入時間を変更することにより、改善を行う。

1-1 搬入時間の短縮

現行 9:00-12:00 13:00-16:15



9 : 00 12 : 00 13 : 00 16 : 15

短縮後 9:00-11:45 13:00-16:00

11 : 45

16 : 00



9 : 00 12 : 00 13 : 00 16 : 15

1-2 ごみの種類による受入れ曜日の限定

- 清掃センターでは、安全で安定した施設運営を継続するため、ごみの種類ごとに異なる処理設備、人員配置、受入れ体制を効率的に運用する必要がある。

現在はすべてのごみの種類を毎日受入れていることから、搬入車両の動線の交錯、施設への負担の増加、施設を停止して修繕を行うことなどの課題がある。



ごみの受入れ体制を見直し、安全性の向上・効率性の向上・安定的な施設運営を実現し、持続可能な受入れ体制の構築を行う。

1-2 ごみの種類による受入れ曜日の限定

現行

ごみの種類	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
燃やすごみ	○	○	○	○	○
粗大ごみ	○	○	○	○	○
資源物	○	○	○	○	○

変更後

ごみの種類	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
燃やすごみ	○	×	○	×	○
粗大ごみ	×	○	×	○	×
資源物	○	○	○	○	○

1-3 小型家電の対象範囲の変更

- 小型家電の中には、金や銅などの有用金属が含まれているため、リサイクルすることによりごみの処理量や処理費用を抑えることができる。また、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い本市では、清掃センターでの拠点回収を行っており、無料で回収している。
本市で回収する小型家電は「1辺の長さが1m未満のもの」としており、県内の市町で最も大きな基準となっている。このようなサイズを設定している関係上、受け入れには必ず職員の確認を必要としており、またそのリサイクルには多くの費用が必要となっている。



小型家電の受入れ基準を見直し、回収場所を増やすことで利便性の向上を目指すとともに、大きな家電については処理に必要な費用を負担いただき、持続可能なリサイクルが実施できる体制を構築する。

1-3 小型家電の対象範囲の変更

○現行 1辺の長さが1m未満の家電製品

清掃センターでのみ職員が確認したうえで回収

○変更後

28cm × 17.5cmの投入口に入る

大きさの家電製品清掃センターの他

本庁や支所出張所に回収BOXを設置

し多くの場所で回収

※小型家電の対象外となった家電製品

については粗大ごみとして受入れを行う。



回収BOXイメージ

2 ごみ処理手数料の検討について

- 近年ごみの総搬入量は減少しているものの、人件費や物価高騰などの要因により、施設の運転や維持管理に係る費用は年々増加傾向となっている。
このような状況を踏まえて、今後も引き続き安定的なごみ処理を維持していくため、ごみ処理手数料の改定を検討する。

2 ごみ処理手数料の検討について

○家庭系燃やすごみ処理手数料の検討

現行

20kgまで 無料
以降20kgごとに 280円(14円/kg)

検討案

20kgごとに 400円(20円/kg)

○想定される料金の変化

▶10kgの燃やすごみを搬入した場合

現行 → 無料

検討案 → 400円

▶100kgの燃やすごみを搬入した場合

現行 → 1,120円

検討案 → 2,000円

2 ごみ処理手数料の検討について

○家庭系燃やすごみ処理手数料の検討根拠

家庭系燃やすごみを処理するために必要な経費（光熱費、人件費、最終処分費など。ただし修繕費や工事費は含まない）について令和6年度の費用を基準として令和10年度までの費用を算出しその平均値を求めた結果 21.1円/kg となった。

現行の料金では 14円/kg となっており、想定される処分費用と 7.1円/kg の差があることから、検討の対象とした。

そのうえで、想定される処理経費 21.1円/kg について、端数処理を行った 20円/kg を新たな手数料（案）として設定した。

2 ごみ処理手数料の検討について

○家庭系粗大ごみ処理手数料の検討

現行

40kgまで 200円(5円/kg)
以降20kgごとに 500円(25円/kg)

検討案

20kgごとに 400円(20円/kg)

○想定される料金の変化

▶20kgの粗大ごみを搬入した場合

現行 → 200円

検討案 → 400円

▶100kgの粗大ごみを搬入した場合

現行 → 1,700円

検討案 → 2,000円

▶200kgの粗大ごみを搬入した場合

現行 → 4,200円

検討案 → 4,000円

2 ごみ処理手数料の検討について

○家庭系粗大ごみ処理手数料の検討根拠

家庭系粗大ごみを処理するために必要な経費（光熱費、人件費、最終処分費など。ただし修繕費や工事費は含まない）について令和6年度の費用を基準として令和10年度までの費用を算出しその平均値を求めた結果 30.5円/kg となった。

現行の料金では 25円/kg となっており、想定される処分費用と 5.5円/kg の差がある。さらに、現行の40kgまで200円の料金設定においては 5円/kg であり、想定される処分費用との差が大きくなる要因となっていることから、40kgまで200円の料金設定を廃止することを検討する。この対応により想定される処理経費をそのまま手数料としてしまうと、急激な料金上昇になってしまい、市民の負担が大きくなってしまうこと、また他市町の料金体系を確認すると家庭系のごみ処理手数料については、価格を統一しわかりやすい料金体系としている市町が大半であることから、燃やすごみの料金と統一した 20円/kg を新たな手数料（案）として設定した。

2 ごみ処理手数料の検討について

○容器包装プラスチックの処理手数料の検討

現行

20kgまで 無料
以降20kgごとに 560円(23円/kg)

検討案

20kgごとに 400円(20円/kg)

○想定される料金の変化

▶10kgの容器包装プラスチックを搬入した場合

現行 → 無料

検討案 → 400円

▶50kgの容器包装プラスチックを搬入した場合

現行 → 1,120円

検討案 → 1,200円

2 ごみ処理手数料の検討について

○容器包装プラスチック処理手数料の検討根拠

容器包装プラスチックを処理するために必要な経費については令和4年度で76.8円/kg、令和5年度で82.3円/kg、令和6年度で83.0円/kgの費用が必要となっている。そのためこの料金を手数料反映すると、大きな負担となってしまうため、現行の料金設定では、家庭系廃棄物の中で最も料金設定の高い23円/kg（粗大ごみ）を設定していた。

今回の検討においては、燃やすごみや粗大ごみと同様に料金を統一しわかりやすい料金体系（20円/kg）にするとともに、無料枠の廃止を廃止する新たな手数料（案）として設定した。

2 ごみ処理手数料の検討について

○事業系燃やすごみの処理手数料の検討

現行

20kgごとに 440円(22円/kg)

検討案

20kgごとに 680円(34円/kg)

○想定される料金の変化

▶100kgの事業系燃やすごみを搬入した場合

現行 → 2,200円

検討案 → 3,400円

▶500kgの事業系燃やすごみを搬入した場合

現行 → 11,000円

検討案 → 17,000円

2 ごみ処理手数料の検討について

○事業系燃やすごみ処理手数料の検討根拠

事業系燃やすごみを処理するために必要な経費（光熱費、人件費、最終処分費など。修繕費や工事費も含む）について令和6年度の費用を基準として令和10年度までの費用を算出し、その平均値を求めた結果 34.9円/kg となった。

現行の料金では 22円/kg となっており、想定される処分費用と 12.9円/kg の差があることから、検討の対象とした。

そのうえで、想定される処理経費 34.9円/kg について、端数処理を行った 34円/kg を新たな手数料（案）として設定した。

2 ごみ処理手数料の検討について

○事業系粗大ごみの処理手数料の検討

現行

20kgごとに 560円(23円/kg)

検討案

20kgごとに 680円(34円/kg)

○想定される料金の変化

▶100kgの事業系粗大ごみを搬入した場合

現行 → 2,800円

検討案 → 3,400円

▶500kgの事業系粗大ごみを搬入した場合

現行 → 14,000円

検討案 → 17,000円

2 ごみ処理手数料の検討について

○事業系粗大ごみ処理手数料の検討根拠

事業系粗大ごみを処理するために必要な経費（光熱費、人件費、最終処分費など。ただし修繕費や工事費は含まない）について令和6年度の費用を基準として令和10年度までの費用を算出しその平均値を求めた結果 **33円/kg** となった。

しかしながら、本来は事業系燃やすごみと同様に工事費や修繕費を含んだ経費の **54.7円/kg** で検討すべきところであるが、従来から過度な値上がりとならないよう工事費や修繕費は除いているところである。

このようなことから、家庭系廃棄物と同様にわかりやすい料金体系等することを目的として事業系廃棄物で料金を統一し **34円/kg** を新たな手数料（案）として設定した。

2 ごみ処理手数料の検討について

○特別収集証紙の処理手数料の検討

現行

350円/枚(35円/kg)

検討案

530円/枚(53円/kg)

〔 収集運搬手数料 19円/kg

事業系燃やすごみ処理手数料 34円/kg 〕

※特別収集証紙とは？

事業系燃やすごみの排出量が少量であり、集積所の管理者に事業系ごみを排出することに同意が得られる場合に、集積所にごみを出すことができ市が回収を行っている。

その際、事業系専用の指定ごみ袋を使用いただくとともに、1袋につき1枚の特別収集証紙を貼ることで収集を行っている。

2 ごみ処理手数料の検討について

○特別収集証紙手数料の検討根拠

特別収集証紙の手数料の算定にあたっては、ごみ袋1袋当たりの重量を10kgとして算定を行っており、費用としては、事業系燃やすごみの処理費用と収集運搬経費を合計する形で算出している。

収集運搬経費については、彦根市でごみを収集するために必要となっている費用（人件費、燃料費、車両の維持管理費等）について、令和6年度の費用を基準として令和10年度までの費用を算出しその平均値を求めた結果 19.3円/kg となった。

現行の料金では 13円/kg となっており、想定される収集運搬費用と 6.3円/kg の差があることから、検討の対象とした。

そのうえで、想定される収集運搬経費 19.3円/kg について、端数処理を行った 19円/kg を新たな収集運搬手数料（案）として設定した。